一般社団法人日本ロボット学会 不定期刊行物（図書類）出版規程

2011 年 11 月 15 日理事会制定
2014 年 2 月 26 日理事会改定

（不定期刊行物の定義と本規程の目的）

第 1 条　本規程は日本ロボット学会（以下、本学会という）が刊行する不定期刊行物の出版に関して適用する。

2　本規程で対象とする不定期刊行物とは、本学会が定期的に発行する会誌、欧文誌、また学会の主催する講習会の資料及び講演会等の論文集，委員会等の報告書を除く書籍あるいは電子媒体書籍等の出版物であって、本学会の名称を冠したものをいう。

3　不定期刊行物の出版は、本学会及びロボット学の発展を目的として行うものでなければならない。

（出版の計画と手続き）

第２条　不定期刊行物は、本学会の正会員、名誉会員、並びに本学会が認めた団体（以下、企画者という）の提案により、本規程に定める所定の手続きを経て出版することができる。

2　企画者は、不定期刊行物を出版する場合、本学会に所定の申請書によって申請を行って承認を得なければならない。

3　情報発信企画委員会は、企画者から提出された申請書類を審議し、その結果を理事会に報告する。理事会は情報発信企画委員会からの報告意見に基づき、提案に対する承認の可否を決定する。

4　情報発信企画委員会が必要と認めた場合、企画者に当該出版物に関する詳細な内容の説明を求めることができる。

5　情報発信企画委員会が必要と認めた場合、当該出版物に関する小委員会または編集委員会等の組織を設置し、詳細の検討を行うことができる。

（出版の形式）

第３条　出版の形式は次のように分類する。

・自主出版
本学会が出版にかかわるすべての経費を負担して出版する形式をいう。

・委託出版
第三者である出版社と契約を結び、当該出版社に委託して出版を行う形式をいう。

2　一般社団法人日本ロボット学会著作権規程（以下著作権規程）の第３条第３項及び第７条第２項に記載の著作物の出版契約は本学会と出版者の間で締結する。また、著作権規程の第３条第４項記載の著作物の出版契約は著作者と出版者の間で締結する。

（著作権）

第４条　不定期刊行物の著作権については、著作権規程の第３条を参照すること。著作物の性質に応じ第３条第３項及び第４項に記載の２つの種別に分割して著作権の帰属及びその取扱いにつき定めているので、該当刊行物がどの種類に該当する選択すること。

2　著作者および企画者は、出版申請が承認された日から上記出版権の存続期間中に、当該出版物の全部もしくは一部を転載あるいは出版し、または明らかに類似すると認められる内容の著作物を出版し、あるいは他人をして出版させてはならない。ただし、著作者あるいは企画者が、あらかじめ文書によって本学会の許可を得た場合はこの限りではない。

3　著作者が他人の著作物を利用あるいは引用する場合、著作権を侵害しないための必要な処置を著作者の責任において行うものとし、本学会は一切の責任を負わない。

4　著作者は、執筆あるいは編集の完了後、本学会に原稿を提出する。本学会は原稿の引き渡しを受けた後、速やかに本著作物の出版手続きを行わなければならない。なお、本学会は出版に際して、著作者の承諾のもとに、本著作物の内容、表現または書名を出版に適するように変更することができる。

5　申請書類の記載内容と出版予定物との相違が甚だしい場合、あるいは執筆完了予定時期を過ぎて、なお執筆が完了していない場合、本学会は先に与えた出版の承認を取り消すことができる。

6　本学会が著作権を有する出版物を改めて複製しようとする場合には、あらかじめ著作者にその旨通知しなければならない。この際、著作者は出版物の著作内容の修正等を申し出ることができる。

（原稿料および印税）

第５章　本学会が執筆者に支払う原稿料、及び企画者ならびに著作者が本学会に納入する印税は、本学会で別に定める内規に従って、その額あるいは割合を決定する。

（図書の寄贈）

第７条　本学会の名称を冠した、もしくは本学会推薦である旨を記載した不定期刊行物を出版した際には、企画者は当該出版物を本学会に速やかに寄贈しなければならない。

（広告）

第８条　不定期刊行物に関する広告を本学会会誌に記載する場合、広告主はその広告料（有料）を本学会に納入しなければならない。ただし、本学会が広告主となる場合はこの限りでない。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、事業理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

１．　本規程は 2011 年 11 月 15 日より実施する。

２．　本規定は 2014 年 2 月 26 日より改定実施する。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会不定期刊行物（図書類）出版規程」の正文であることを確認する。

2014 年 2 月 26 日

署名　　印